

保護者ができる3つのポイント

① 被害者にも加害者にもならないように、適切にインターネットを利用させましょう。



初めてインターネットを利用させる時や新しい機器を持たせる時が肝心です。何のために必要なのか、どのように使うのが、親子で話し合いましょう。



お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう。

② 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。



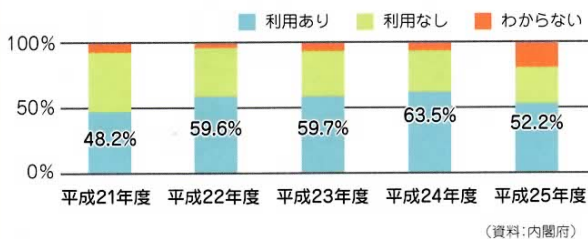
実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。お子様にルールやマナーを守る習慣を身に付けさせましょう。

● ご家庭のルールの具体例

- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・パスワードは保護者が管理する。
- ・トラブルの時はすぐ保護者に相談する。

③ フィルタリングを設定しましょう。

● フィルタリング等利用率



フィルタリングによって、お子様が危険な目に遭うリスクを減らすことができます。

ここ1~2年、利用率が下がっています。お子様の求めに応じ、保護者がフィルタリングの重要性を理解しないまま、フィルタリングを解除しているケースが増えています。

保護者自身が気を付けること



お子様は保護者の行動を見て、学び、育ちます。お子様だけでなく保護者自身も適切なインターネット利用を心がけましょう。



お子様のネット利用に起因するSOSを見逃さないよう、地域、学校、学級、保護者間でお子様たちを見守りましょう。

お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。
(青少年インターネット環境整備法第6条)

- より詳細なリーフレットを御所望の方は、内閣府のホームページでご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

- また、内閣府のホームページで関連情報をご提供しています。

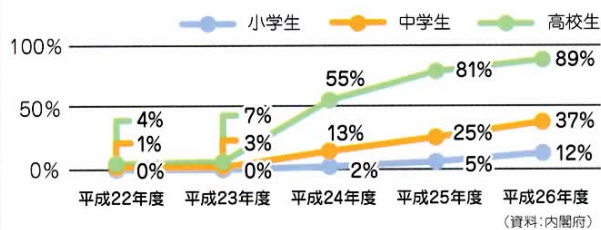
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること

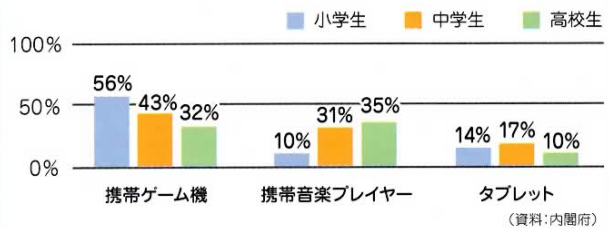


インターネット上に、犯罪や薬物に誘う内容や、著しく残虐、わいせつな内容の有害情報が流通する中、青少年によるインターネット利用が急速に拡大しています。

●青少年のスマートフォンの利用率



●青少年のインターネット接続機器の利用率 (平成26年度)



お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？



インターネットにつながる機器は身近にいろいろあります。SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)・掲示板での交流や、ゲーム・アプリでの課金など、保護者が気づいていない使い方をしていませんか？

インターネットの利用に起因して、性犯罪被害など深刻な問題が生じています。

●出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移



被害を受けた児童のうち、9割以上がフィルタリングに未加入です。

ネット上のコミュニケーションによるトラブルやいじめ、ネットの長時間利用による生活習慣の乱れなどの問題も生じています。

- ◎たとえいたずらのつもりであっても、安易に犯行予告などを行えば、犯罪として罰せられる場合があります。
- ◎自撮りによる下着姿や裸の画像を他人に送信してしまい、ネット上に流出するトラブルも発生しています。